

第 4998 号	 <b>READAS</b> リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 6月 6日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 商業等活性化税制

**Q**：中小企業に特典のある商業等活性化税制というのがあるそうですが、どのようなものなのですか？

**A**：次のようなもので、一定の特別償却又は税額控除を受けることができます。

### 【解説】

商業等活性化税制とは、認定経営革新等支援機関（税理士など）から助言を受けて、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に経営改善設備を取得等し、これを指定事業の用の供した場合に一定の特別償却又は税額控除が受けられるというものです。

対象法人は、青色申告法人である中小企業者又は中小企業等協同組合など一定の中小法人です。

対象資産は、次のものです。

- ①器具及び備品・・・1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ②建物附属設備・・・一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの

指定事業とは、次の事業をいいます。

- ①卸売業、②小売業、③農業、④林業、⑤漁業、⑥水産養殖業、⑦情報通信業、⑧一般旅客自動車運搬業、⑨道路貨物運送業、⑩倉庫業、⑪港湾運送業、⑫こん包業、⑬損害保険代理業、⑭不動産業、⑮物品賃貸業、⑯専門サービス業、⑰広告業、⑱技術サービス業、⑲一定の宿泊業、⑳一定の料理飲食業、その他一定のサービス業

